第二～第五　［略］

その他の通信を行う場合	空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有するもの	八デシベル、一〇デシベル、一二デシベル又は一四デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、（－）二デシベルから（＋）二デシベルまでの範囲とする。
	空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有しないもの	一一デシベル、一三デシベル、一五デシベル又は一七デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、（－）一デシベルから（＋）一デシベルまでの範囲とする。
空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比が（－）七デシベル未満のもの		次のいずれかであること。 1　一一デシベル、一三デシベル、一五デシベル又は一七デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、（－）一デシベルから（＋）一デシベルまでの範囲とする。 2　八デシベル、一〇デシベル、一二デシベル又は一四デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、（－）二デシベルから（＋）二デシベルまでの範囲とする。
空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比が（－）七デシベル以上のもの		

第四～第七　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。